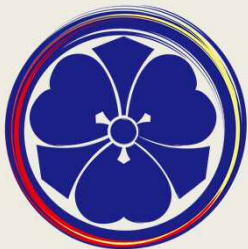
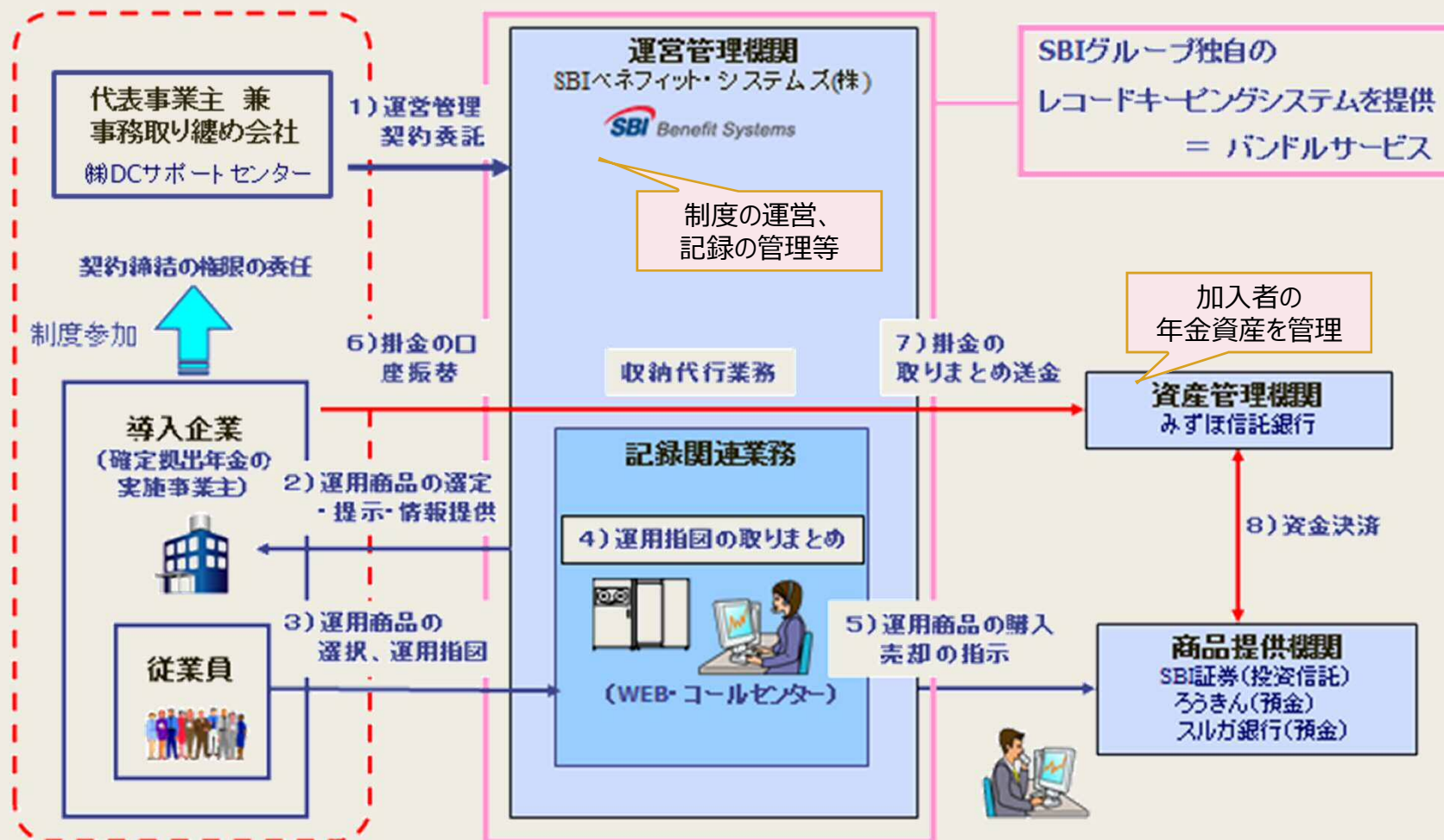


選択制401K ①テクニック



特定社会保険労務士 杉山晃浩

F-401k 企業型年金規約 運営の仕組み



《Office SUGIYAMA からのご提供物》

- ◆シミュレーションエクセル
- ◆401k規則(活用法により変わります)

F-401k 企業型年金規約 制度について

- 中小企業が最も導入しやすい制度設計
 - ◎ 1名からでも加入が可能
 - ◎ 従業員に上乘せするか、掛金原資を従業員の給与とするかは会社判断
 - ◎ 掛金として拠出するか、給与として受け取るかは従業員の自由

- 選択制確定拠出年金の考え方
 - ①退職金として
 - ②自助努力の積立制度として

考え方) 福利厚生制度として、役員・従業員のための
税制上有利な積立年金制度を構築する

F-401k 企業型年金規約 税制優遇

拠出（積立）期

- 所得税が非課税
- 住民税が非課税
- 社会保険料の対象外

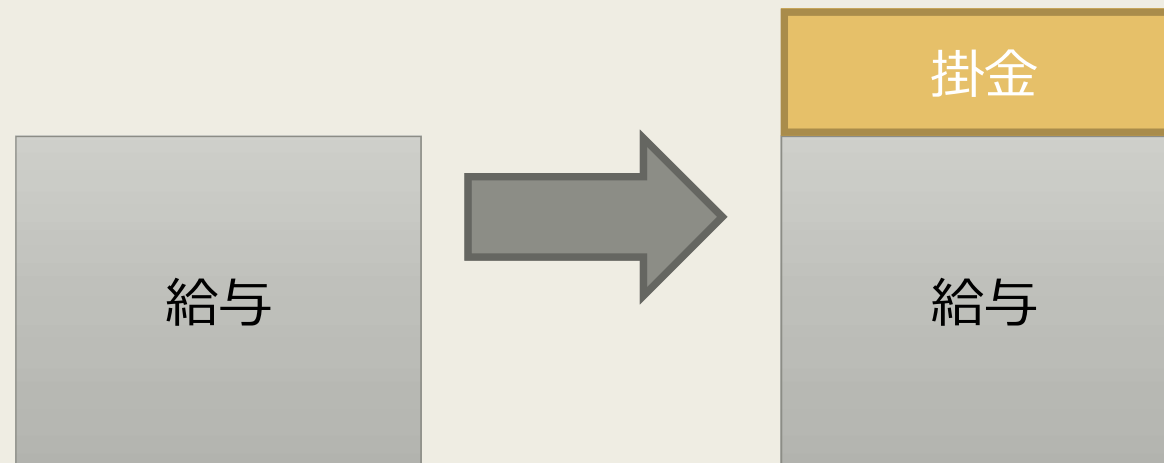
運用期間

- 運用益が非課税

受給時

- 一時金は退職所得扱い
- 年金は雑所得（公的年金等控除の対象）

F-401k 企業型年金規約 制度設計（掛金原資は会社が用意）



給与（給与規程の改定）の見直しは行いません。
掛金を会社が給与とは別に拠出する、退職金制度としての確定拠出年金制度です。
掛金は勤続年数や職種、役職に応じてテーブルを作ることは可能。掛金部分を選択制にすることも可能です。ただし、その場合、給与として受け取れることを従業員が選択すると、単純な昇給とかわらなくなりますので、会社の社会保険料の負担額も増える可能性がありますので注意が必要です。

F-401k 企業型年金規約 制度設計（掛金原資は従業員の給与）



給与（給与規程の改定）の見直しを行います。
現行の給与を新給与と生涯設計手当に改定します。この際、不利益変更にならないように、給与規程においての割増賃金の計算を新給与＋生涯設計手当を基準とするように変更します。
その上で、「掛金拠出」か「退職金前払いとして給与として受け取る」かは加入者が選択します。
従業員にとっては、自助努力での積立制度ということになります。
掛金分、給与収入は減額されますので税金負担額の減額します。
なお、社会保険料の負担額も減る可能性がありますので注意が必要です。

F-401k 企業型年金規約 制度設計（掛金原資は従業員の給与）

「非課税貯金制度」として福利厚生の一翼に加えてください。
募集・採用時の訴求力アップにご利用ください。

【第三種郵便物認】

公明
齊藤税調会長



年金控除縮小に意欲

所得税改革「国民の理解得られる」

公明党の齊藤鉄夫税制調査会長は13日の日本経済新聞のインタビューで、所得税改革の一環で年金受給者の公的年金等

控除を縮小することについて「国民の理解を得られると思つ」と意欲を示した。自民党が検討する3%以上の賞上げを実施

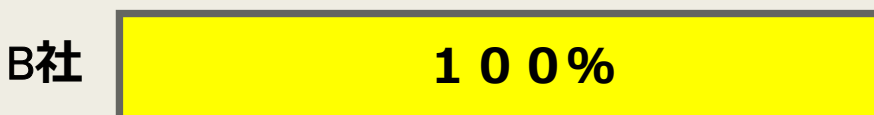
した企業の法人税の控拡大に同調する考えを明。加勢式たはこの増は「様子を見た方がいい」との見解を述べた。

自民党の宮沢洋一税制改正で所得税改革にを入れる考えを示して。齊藤氏も「所得税改革をやることについて沢氏と合意している」

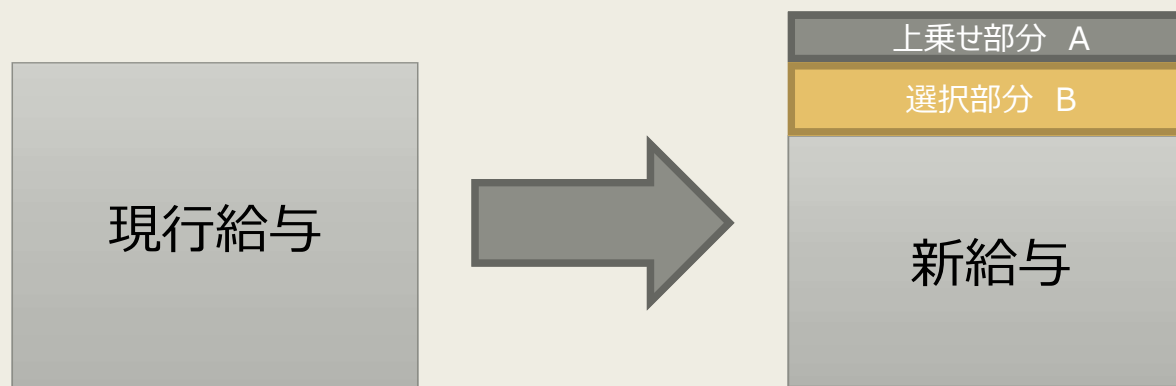
労働力獲得競争で
選ばれる会社になるためには…？



スタッフの老後を
会社が支援する！



F-401k 企業型年金規約 制度設計（併用型）



先ほどの2つの併用型です。
Aの部分が会社が上乗せする部分、Bの部分が従業員の給与を原
資とし選択できる部分です。

F-401k 企業型年金規約 事業主返還について

事業主拠出金については、最大3年未満以内の退職（制度設計時に決定する。）の社員に対しての拠出金は事業主に返還できます。

A 毎月の拠出金×拠出月数

B 運用成果額

A・Bいずれかの低い額が返還されます。

従業員の給与が原資の場合は、事業主返還制度は付けないことをおすすめします。（付けてしまうと、制度導入したことによる不利益となるため）

F-401k 企業型年金規約 給付について

老齢給付金

年金（公的年金等控除適用）
一時金（退職所得控除適用）

老齢給付金の受給開始年齢

加入者等期間	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
10年以上						
8年～10年未満						
6年～8年未満						
4年～6年未満						
2年～4年未満						
2年未満						

通算加入者等期間：

- ①企業型年金の加入者期間、運用指図者期間
- ②個人型年金の加入者期間、運用指図者期間
- ③旧制度に加入していた期間（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会より資産を移換した場合）

障害給付金

所得税非課税

高度障害とは、以下のいずれかの場合をいいます。

- 1.障害基礎年金をお受け取りになっている方
- 2.身体障害者手帳（1～3級までの者に限る）の交付を受けた方
- 3.療育手帳（最重度、重度の者に限る）の交付を受けた方
- 4.精神障害者保健福祉手帳（1～2級の者に限る）の交付を受けた方

死亡一時金

相続税の課税対象

脱退一時金

所得税課税

（全てに当てはまる場合）

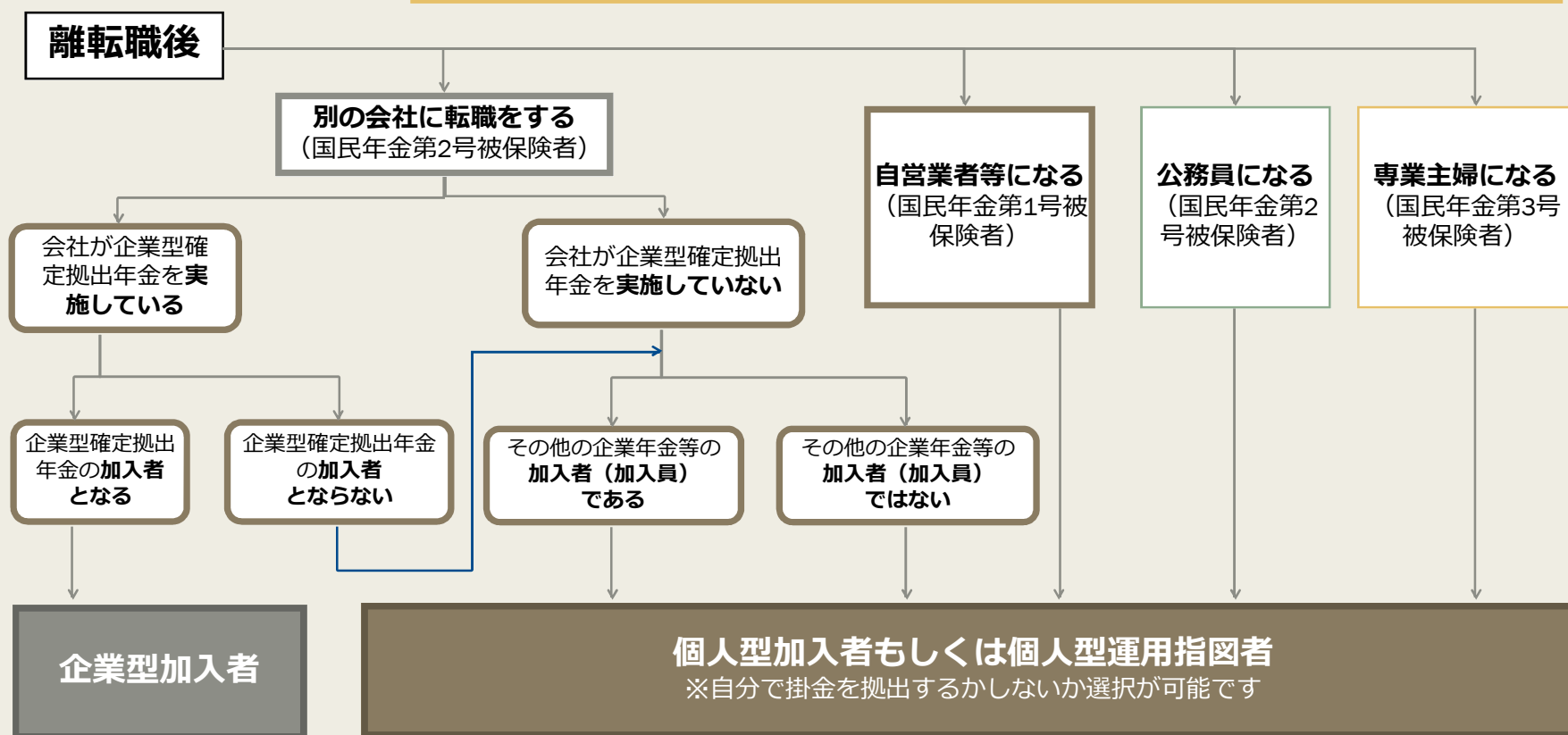
- ・企業型確定拠出年金の加入者、企業型確定拠出年金の運用指図者、個人型確定拠出年金の加入者および個人型確定拠出年金の運用指図者でないこと
- ・資産額が15,000円以下であること
- ・最後に当該企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失してから6ヵ月を経過していないこと

F-401k 企業型年金規約 退職後の手続きについて

Point1:退職後に運営管理機関から説明書類が自宅宛に送付されます。

Point2:退職後の資産移換手続きは自分で行う必要があります。

Point3:退職後、6ヶ月以内に手続きをしましょう（国民年金基金連合会へ自動移換されます）。



※転職先に企業型がある場合は、企業型年金規約に個人型への加入が認められているケースもありますので、詳細は転職先人事担当部門にご確認ください。

(注) 個人型で掛金を拠出できる方・・・

- 60歳未満の個人事業主の方やその配偶者（国民年金加入者）
- 60歳未満の会社員で企業型確定拠出年金や企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金）に加入していない方（平成29年1月1日から企業年金加入者も加入対象）
- 60歳未満の公務員、会社員及び公務員の配偶者等を加入対象とします。